

「NCB 法人カード会員規約」の改定内容

1. 一般条項

(1) 第3条（カードの発行）

法人会員が第三者にカードを利用させ又はカードが第三者に利用された場合の責任を追加いたします。

(2) 第5条（代金決済）

為替処理等の事務経費

「1.63%（税込み）」→「当社所定の料率」へ変更いたします。

※当社ホームページへ掲載いたします。

(3) 第7条（費用の負担）

「再振替手数料 210 円」および「再発行手数料 1,050 円」→「当社所定の金額」へ変更いたします。

※当社ホームページへ掲載いたします。

(4) 第10条（期限の利益喪失）

期限の利益喪失事由「商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。」を請求喪失事由から当然喪失事由へ変更いたします。

(5) 第13条（届出事項の変更）

改正「犯罪収益移転防止法」の施行に伴い、実質的支配者の外国人政府等における重要な公人等（PEPs 関係者）への該当性等を、変更手続きを要する事由に追加いたします。

(6) 第16条（合意管轄裁判所）

カード会員規約に合わせて、合意管轄裁判所を当社の本社を管轄する裁判所に変更いたします。

(7) 第18条（本約款の変更）

カード会員規約に合わせて、当社ホームページでの公表により規約の改定を行うよう変更いたします。

(8) 第19条（その他承諾事項）

① その他承諾事項として、カード不正使用への対応および改正「犯罪収益移転防止法」の施行に伴い、法人会員の実質的支配者の PEPs 関係者への該当性を申告義務として追加いたします。

② 上記①の追加に伴い、「反社会的勢力の排除」条文を第19条から第19条の2に移動いたします。また、同条文で定める反社会的勢力の定義に「(リ) テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者」を追加いたします。

2. その他

関係機関の所在地・電話番号等を最新の情報に変更いたします。

以上